

# コロナ版ローン減免制度Q&A

**Q** どんな人が使えるのですか？

**A** 新型コロナウイルスの影響での失業や、収入・売上げが減少したことなどによって、債務の返済が困難になった個人・個人事業主です。

**Q** 利用するとどんなメリットがあるのですか？

**A** ①債務が軽減する、  
②一定の財産を手元に残すことができる、  
③信用情報に登録されない、  
④弁護士等の専門家の支援が無償で受けられる、  
⑤保証債務の履行を求められないことがある、といったメリットがあります。

**Q** 住宅ローンを組んでいる人は住宅を手放さなければいけませんか？

**A** 住宅を手放さずに住宅ローン以外のローンだけ軽減する方法もあります。

**Q** ローンの減免はどのような手続で行われますか？

**A** 簡易裁判所の特定調停手続を利用します。この手続を進めるために、各地の弁護士会に登録されている弁護士などの登録支援専門家が、必要となる書類の作成や債権者との協議などの手続を無償で支援します。

**Q** ローン（債務整理）の相談を受けた弁護士がそのまま登録支援専門家になってくれるのですか？

**A** ご相談を担当した弁護士とは別の弁護士が登録支援専門家になります。

**Q** どんな債務が軽減されるのですか？

**A** 令和2年2月1日以前に負担していた債務（※）に加え、令和2年10月30日までに新型コロナ対応のために負担した債務です。  
※ 債務には、事業性ローン、住宅ローン、その他のローンが幅広く含まれます。

**Q** どんな債権者のローンが対象ですか？

**A** 原則として、銀行等の金融機関、資金業者、クレジット会社、リース会社、債権回収会社などのローンが対象です。

**Q** この制度を利用した場合には、どうすればいいですか？

**A** 最も借入残高が多い債権者から制度利用の同意（着手同意）を得たうえで、弁護士会に手続支援を依頼してください。

**Q** 金融機関等が制度利用の同意をしてくれない場合は、どうすれば良いですか？

**A** 相談窓口が設けられています。  
参考ページ→  
弁護士会にもお気軽にご相談ください。

**Q** もっと詳しく制度を知りたいのですが？

**A** (一社)東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関HP  
<http://www.dgl.or.jp/covid19/>

鳥取県弁護士会  
TEL 0857-22-3912

鳥取県弁護士会に電話がかかります。  
↓

HPにアクセス→  
します。

